

改正

昭和41年3月10日条例第6号

昭和41年3月28日条例第16号

昭和41年3月28日条例第19号

昭和42年3月31日条例第12号

昭和45年3月17日条例第14号

昭和45年5月20日条例第24号

昭和45年11月25日条例第33号

昭和46年3月16日条例第18号

昭和47年10月6日条例第24号

昭和48年3月26日条例第17号

昭和48年5月14日条例第34号

昭和49年10月5日条例第33号

昭和52年10月3日条例第28号

昭和54年3月27日条例第14号

昭和55年3月28日条例第5号

昭和59年8月28日条例第11号

昭和60年8月29日条例第14号

平成16年12月16日条例第22号

平成18年12月14日条例第39号

平成25年10月1日条例第23号

平成27年3月20日条例第10号

平成30年7月4日条例第22号

下田市立小・中学校設置条例

(設置)

第1条 市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、学校を設置する。

(学校の名称及び位置)

第2条 市が設置する学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
下田市立稲梓小学校	下田市椎原224番地
下田市立稲生沢小学校	下田市立野6番地の1
下田市立白浜小学校	下田市白浜1324番地の1
下田市立浜崎小学校	下田市須崎1785番地の1
下田市立下田小学校	下田市五丁目3番1号
下田市立大賀茂小学校	下田市大賀茂1429番地
下田市立朝日小学校	下田市吉佐美544番地
下田市立稲梓中学校	下田市箕作350番地
下田市立稲生沢中学校	下田市河内101番地の1
下田市立下田東中学校	下田市柿崎1106番地
下田市立下田中学校	下田市敷根765番地の1

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月10日条例第6号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月28日条例第16号）

この条例は、昭和41年4月1日より施行する。ただし、校舎完成までは、従前の位置をそれぞれの教場とする。

附 則（昭和41年3月28日条例第19号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月31日条例第12号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、校舎完成までは、従前の位置をそれぞれの教場とする。

附 則（昭和45年3月17日条例第14号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年5月20日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年11月25日条例第33号）

- 1 この条例は、昭和46年1月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定により取り扱ったものは、この条例の改正規定により取り扱ったものとみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定により作成した帳簿用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（昭和46年3月16日条例第18号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月6日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月26日条例第17号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月14日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年10月5日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月3日条例第28号）

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月27日条例第14号）

この条例は、昭和54年3月31日から施行し、昭和53年度会計は、従前の例による。

附 則（昭和55年3月28日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年8月28日条例第11号）

この条例は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月29日条例第14号）

この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則（平成16年12月16日条例第22号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月14日条例第39号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 新たに設置する下田市立敷根幼稚園に係る入園の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

- 3 下田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和47年下田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表下田市立浜崎学校給食共同調理場の項中「白浜幼稚園」を削り、下田市立稻生沢学校給食共同調理場の項中「稲梓幼稚園」を削る。

附 則（平成27年3月20日条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月4日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表中の改正規定は、平成34年4月1日から施行する。